

「まん延防止等重点措置」について

資料5

重症者用病床占有率一時30%超、新規感染者数過去最多(4/24 72人)

⇒あらゆる措置を講じ感染拡大を抑え込む必要

4/25(日)有識者会議 (三重県まん延防止等重点措置対策検討会議)

- ・(まん延防止等重点措置を)要請すべき
- ・区域については、感染状況、医療体制、生活圏などを考慮する必要

4/26(月)三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- ・要請の方向で政府と調整を進める
- ・「三重県緊急警戒宣言」を**抜本的強化**
⇒**実質的な「まん延防止等重点措置」**により強力な対策

感染者数の多い四日市市をはじめ、感染状況、医療体制、生活圏を考慮し区域を検討

4/28(水)政府に対し、**正式に要請**

岐阜県と連携して要請

県独自の緊急警戒宣言による営業時間短縮要請の効果や人流の影響などについて連携して分析するため、**国との協議を継続。対象区域についても引き続き協議。**

※「まん延防止等重点措置」の要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項において、都道府県対策本部長が、政府対策本部長に対し、まん延防止等重点措置の適用について要請ができると規定。